

## 令和4年10月1日からの 新規登記情報に記載される日時について

令和4年10月1日より新規登記情報の取得時間の延長及び土日祭日も取得可能になりましたが新規登記情報に記載される日時は民事法務協会の仕様変更に伴いまして当面の間は下記の通りとなりました。

平日	<b>8:30から20:00まで</b> : 新規登記情報の取得日と取得時間 <b>20:00から23:00まで</b> : <u>当日の20:00前後</u> の時間
土日祭日	<b>8:30から18:00まで</b> : <u>前営業日の20:00前後</u> の時間

